

(介護予防) 訪問リハビリテーション 一橋病院 運営規程

第1条 (事業の目的)

この規程は、医療法人社団東光会が（以下「事業者」という。）が一橋病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕という。）の居宅において、適正な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

第2条 (事業の運営の方針)

- 1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 指定訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人社団東光会 一橋病院
- (2) 所在地 東京都小平市学園西町1丁目2番25号

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、指定訪問リハビリテーションの従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者の職種及び員数
医師 1名以上 （常勤1名以上）

理学療法士 常勤１名以上

従業者は、医師の指示及び指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

第５条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- （１） 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の休日及び１２月３１日から１月３日までを除く。
- （２） 営業時間 ９時００分から１７時００分までとする。
- （３） サービス提供時間 月曜日から金曜日までとする。
９時００分から１７時００分までとする。

第６条（事業の内容）

指定訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕は、計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、要介護者等の心身の機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕計画書を作成するとともに、の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、リハビリテーションを提供に沿って行う。

第７条（利用料その他の額）

- １ 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- ２ 第１０条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費については、その実費を徴収する場合がある。
- ３ 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- ４ その他の費用の徴収が必要となった場合には、その都度協議して利用者等に説明を行い、同意を得られたものに限り徴収する。

第８条（緊急時等における対応方法）

- １ 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- ２ 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第9条（苦情処理）

- 1 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じる。
- 2 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して小平市等から調査に協力するとともに、小平市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、小平市、国分寺市（一部）とする。

第11条（個人情報の保護）

- 1 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

第12条（虐待の防止のための措置に関する事項）

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士等その他の従業者にも周知徹底を図ること。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 事業所において、理学療法士等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修・訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第13条（業務継続計画の策定等）

- 1 自然災害や感染症被害に対しての意識を高め、専門的知識と技術に基づき、リハビリを提供できるよう BCP（業務継続計画）を策定し、必要な措置を講じます。感染症については、感染症を発生させない、まん延させないことを目的として措置を講じます。
- 2 平常時から政策策定に関与し、災害リスクの低減に努め、災害時は災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行ないます。
- 3 従業者に対し、BCP（業務継続計画）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 4 定期的に BCP（業務事業計画）の見直しを行ない、必要に応じて内容の変更を行ないます。

第 14 条（損害賠償）

- 1 事業所は利用者に対するサービスの提供に当たって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 当該事故の発生につき事業者の故意若しくは重大な過失がある場合には損害を賠償する。
- 3 利用者の行為により事業者が何かしらの損害・被害を受けた場合は、利用者又は利用者の代理人、家族等は連帯して事業者の被害を賠償する。

第 15 条（その他運営についての留意事項）

事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため 研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- （2）継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者（個人開設の場合は、「開設者」とする。）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日 改定

令和 7 年 5 月 20 日 改訂

令和 8 年 6 月 29 日 改訂